

福知山市入札監視委員会（令和5年度 第1回）議事概要

開催日時及び場所	令和5年7月20日（木） 午後2時00分～午後4時15分 市民交流プラザふくちやま3階 市民交流スペース			
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>おぎの</small> 萩野 <small>しんいち</small> 伸一（弁護士） 委員 <small>きくた</small> 菊田 <small>まなみ</small> 学美（行政書士・特定社会保険労務士） 委員 <small>よしだ</small> 吉田 <small>ちかくに</small> 周邦（公認会計士）			
議 事 概 要	1 報告事項 ・令和5年度業者受付状況等 2 議事 （1）令和4年度下半期の入札・契約の実施状況について （2）抽出工事に関する審議について （3）次回抽出委員の選出 ・吉田委員を選出（五十音順で2名の持ち回り）			
審 議 対 象 期 間	令和4年10月 1日 ～ 令和5年 3月31日			
審 議 対 象 件 数	[工事]	125件	[委託役務業務]	3件
内 訳	公募型指名競争入札	1件		
	条件付一般競争入札	34件		
	指名競争入札	78件		
	随 意 契 約	12件		3件
抽 出 案 件 数		4件		1件
委員からの意見・質問 とそれに対する回答		意見・質問		回 答 等
		別紙のとおり		別紙のとおり
委員会意見の内容	<p>○1者随意契約については、随意契約理由について明確な根拠資料等を整理し明らかにした上で実施されたい。</p> <p>○プロポーザル事業により実施した案件について、その事業の効果等についても事業を実施する中で確認をしてもらいたい。</p>			

別 紙

「1 報告事項について」

意見・質問	回 答 等
<p>○市内建設業者の工種登録について、土木に関係する工種が複数あるが、重複して登録している業者はあるのか。</p>	<p>建設業許可にある 29 工種に基づいて登録工種を定めており、重複して登録をされている業者もある。</p>
<p>○複数の工種を登録している業者で、工種によりランクの異なる業者はあるか。</p>	<p>それぞれの業種ごとの経営事項審査点数等によってランクを決めているので、同一業者でも工種によってランクが異なる。</p>

「2 議事（1）令和4年度下半期の入札・契約の実施状況について」

意見・質問	回 答 等
<p>○指名停止理由の中で予定価格が公表されているにもかかわらず予定価格を上回る金額で入札を行ったというものが有るが、これまでに工事でもそういったことはあったのか。また、あったとすればその理由は何か。</p>	<p>過去に工事でも同様な理由で指名停止となった案件はある。理由としては金額の記載誤りまたは入札条件の見落としが原因ではないかと推察する</p>
<p>○今回指名停止となった業者あるいはそのグループ会社と、指名停止期間中に契約した実績はあるか。</p>	<p>今回の審査案件の中に、期間中契約した実績はない。</p>
<p>○工事一覧表を見ると変更契約が結ばれているものが多数あるが、例年と比べて増減はあるか。</p>	<p>過去 2 年の同期と比べると約 10%程度上昇している。工事の金額変更は工事期間の終了間際に行われることが多いが、過去 2 年に比べ令和 4 年度は繰越の割合が少なかったため、審査期間中に多くの変更があった。ただし全体としてみると工事数に対する変更の割合について大きな変動はない</p>

「3 議事（2）抽出案件に関する審議について」

1 三支第26号 三和荘改修工事

…公募型指名競争入札

意見・質問	回 答 等
○落札金額の差が最大で約1億1千万円あるが、その理由は何か。	<p>本件は予定価格事後公表の案件となっており、また、建築一式工事であるため採用単価についての公表資料が少なく見積りの徴取先等で業者により差が出やすくなっていると推察している。</p>
○共同企業体の構成について、建築一式 A1 等級と電気 A 等級の組み合わせとした理由は何か。	<p>共同企業体については主に同業種で組み出資割合を定めて施工する甲型 JV と、主に異業種の組み合わせで構成し、施工箇所を分割して施工する乙型 JV とがある。今回は建築一式（A1 等級）と電気（A 等級）で構成される乙型 JV を採用している。新築工事においては、建築一式のみからなる甲型 JV を採用し、電気工事を別発注することが多い。今回のような改修工事の場合は、建築工事と設備工事を施工上分離することが困難なため、乙型 JV として発注している。また、工事内容の金額比率から建築一式と電気の組み合わせとした。</p>
○予定価格の事後公表を取り入れたことで入札においてよかった点や気づいた点があれば教えて欲しい。	<p>予定価格の事後公表について、開始から8年が経過した。建築一式工事等に関しては、市の積算価格が推定しにくいいため、応札者の実行予算を積み上げて積算されていると思われる。土木工事については公表された内訳書等に基づいて最低制限価格を予想できるため、最低制限価格と同額で複数者が入札し、抽選の結果落札者が決定されることも多い。いずれにしても、業者の積算能力の向上に寄与していると考えられる。</p>
○改修終了後の三和荘の運用はどうするのか。	<p>三和荘については現在改修工事中の本館以外にスポーツ施設、グラウンド、体育館、テニスコート等の施設があり、建物の中には生涯学習施設、会議室、レストラン、宿泊施設等がある。</p> <p>施設全体の管理は福知山市が行い、スポーツ施設の貸出し、会議室、調理室等の貸出業務を行う。レストランについては施設を民間に貸付し、使用料を徴</p>

<p>○共同企業体の組み方に決まったルールは有るのか。</p>	<p>収して、運営してもらい、宿泊施設については、市の施設として運営についても委託業務として発注する。レストランと宿泊施設についてはプロポーザルを実施し業者が決定している。</p> <p>共同企業体の運用ルールについては福知山市で定めている「建設工事における共同企業体運用基準」に定めている。ただ、案件ごとに工事内容や構成が異なるため内容から判断して甲型、乙型の別や業種の組み合わせを決定している。</p>
---------------------------------	---

2 下水工第30号 河東・長田野系統 土師川水管橋耐震化（その1）工事

…条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○変更契約について、変更理由が現場精査の結果、となっているが、一定調査をしたうえで設計をしているのではないか、何故再精査により変更が生じるのか。</p>	<p>工事着手後地元から誘導員の設置を要望されたこと、土の崩落防止のための矢板を設置する際の、掘削の結果、大きな石がたくさん地中にあることが判明し、一般的な工法では矢板が挿入できないため工法の変更を行った。</p>
<p>○工期を延長する理由について、標準工期を確保するため、との記載があるが、なぜ当初に標準工期を確保した工期設定としないのか。また、工期を伸ばすことによる契約金額に対する影響はないのか。</p>	<p>もともと年度をまたいだ繰越工事とする予定で発注をしている。国庫補助等の関係で一旦工期を年度内の3月31日までとして発注し、補助金の繰越しが認められたのちに工期の延長を行った。金額についての影響は無い。</p>
<p>○同額での応札が複数者あるが、落札者はどのような方法で決定したのか。</p>	<p>落札者額での応札が複数者あった場合はくじで落札者を決定している。</p>
<p>○入札時の設計図書で、今回変更となった仮設工の土留め工事の工法については指定されていたのか。</p>	<p>土留め工事については設計図書の中で定めており、施工中に工法を変更する必要が生じた場合変更契約の対象となる。</p>
<p>○これまでも地元協議で工事の変更を行った案件が何件かあったが、地元協議</p>	<p>工事の内容等については事前に自治会長に伝えていたが、地元説明会を実施するかどうかについては</p>

<p>は入札の前後、いつ行うのか。</p>	<p>各自治会の判断による。地元説明会は一般的に施工業者の決定後行うことが多く、仮設の方法については施工業者に任されている部分もあるため、仮設計画策定後地元説明会等で誘導員の人数等が変わる場合もある。</p>
-----------------------	--

3 都交第18号 三段池公園急速充電器設置工事…条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○本工事の内訳のうち大半が機器の価格ではないかと思われるが、機器は指定か、それとも受注業者の判断で複数の機器から選択することができるのか。</p>	<p>機種指定はしていないが、記載の仕様に適合する機種は1種類である。能力及びコストの検討を行い本仕様を選択した。</p>
<p>○予定価格と近い価格で落札されており、最低制限価格より高い金額で全者応札されているが理由は何か。</p>	<p>機器の見積を徴取し積算を行っているが、特殊な機器のため値引き等が少なく、設計金額と落札額との間の差が少ないのではないかと推察している。</p>
<p>○最低制限価格に近い金額で応札された業者が無く、全者予定価格と同額かそれに近い金額で応札されているのは不自然ではないか。</p>	<p>本案件は条件付き一般競争入札で行われ、申請者は7者あったがその内3者辞退されている。うち2者の辞退理由は予定価格以下での応札が出来ないとなっている。実行予算に対して予定価格の設定が厳しく、低い金額で応札することが困難だったのではないかと推察している。</p>
<p>○急速充電器の保守管理、料金徴収については今後どのように行うのか。</p>	<p>工事とは別に契約を行っている。</p>
<p>○かかったコストは回収できるのか。</p>	<p>トータルではマイナスとなるが、本市ではCO2削減に向けて事業を進めており、その一環として急速充電器の設置についても行っている。</p>

4 産業第57号 (仮称) 福知山鉄道館ポッポランド新築工事に伴う外構・周辺整備工事

…随意契約

意見・質問	回答等
<p>○建物の新築工事の施工業者との一者随契となっているが、分割して発注し</p>	<p>国庫補助を受けておりその補助金について、令和4年度に完成したものしか受けられないため、外構に</p>

<p>た理由は何か。</p> <p>○令和4年度中に完成が難しいのであれば、相手方の選定理由として挙げられている「交付金の検査や関連公園設備のために設定している令和5年3月31日完成という工期に大きな影響を及ぼす恐れがある。」という文言と齟齬があるのではないか。</p> <p>○外構工事について繰越が可能なのであれば、随意契約とせず、入札を行ったのちに工事が終了するタイミングで外構工事を行うことも可能だったのではないか。</p> <p>○随意契約を行う案件にしては金額が大きい。記載されている理由が一方随意契約に適切なものであるか十分検討する必要がある。</p> <p>○予定価格は設定したのか。</p> <p>○随意契約を行う際の適用条項は何か</p> <p>○参考として挙げられている文言については業務委託関係の例として挙げられているものであるが、工事の契約</p>	<p>については令和4年度中に完成することが難しいため分割して発注した。</p> <p>本体工事と外構工事とを切り分けた理由として補助金について言及した。</p> <p>展示制作業務や隣接する親水公園の工事もあり、その調整も含めて本体工事と同時に施工を行わなければ、議会や市民に公表している令和5年8月開館に間に合わないと判断した。</p> <p>随意契約に関しては理由について十分に検討を行った上で行う。</p> <p>積算基準に基づき市で積算を行い予定価格を設定した。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号において競争入札に付するが不利と認められるとき、の参考として挙げている「履行期間の短縮、安全適切な施工の確保、瑕疵担保責任の明確化等の条件で、当該契約受託者との契約が有利であることが客観的に判断できること。」に依っている。さらに福知山市財務規則第136条第2項第3号の、「契約の性質又は目的により相手方が特定されるとき」という条文を適用し1者からの見積とした。</p> <p>業務委託関係という記載があるが、工事でも随意契約の理由として採用している。</p>
---	--

<p>についてこの例に依って契約を行うことは適切か。</p> <p>○費用は入札に比べて安くなったのか。</p> <p>○繰り返しになるが、1者随契とするには、契約額が高額である。落札率についても他工事と比べて高い。工期短縮についても随意契約の効果や必要性について疑念が残る。今後は、だれもが納得できる形で説明が出来るような資料を作成し、根拠を示してほしい。</p> <p>○随意契約については適用条項と理由について検討した上で、慎重に行う必要がある。</p>	<p>契約相手方1者からのみ見積りを徴取したため、他社との比較はできないが、本体工事と同一の業者が施工しているため共通費等の費用は抑えられているのではないかと。また、見積徴取時に金額についての交渉を行った上で契約額を決定している。</p> <p>随契理由について、根拠の明確な提示を心掛ける</p>
--	---

5 学校教育課 英語指導助手（AET）派遣業務

…公募型プロポーザル方式

意見・質問	回答等
<p>○プロポーザルにより受託業者を決定した効果は何かあったか。</p> <p>○受託額が3年間6名のAET派遣に対して7900万円ほどだが、この金額で効果は見込まれるのか。</p>	<p>提案を受けて受託業者を決定した効果について、受託業者のAETに対する研修内容等を事前に把握することによって、派遣されるAETの質の向上が見込まれると考えている。また、慣れない土地でのAETに対するサポート体制等について事前に確認と把握が可能となるところがメリットとして挙げることができる。</p> <p>受託額の中にAETの給金、指導料、研修経費、教材費、通信費等が含まれている。個人の収入額については把握していないが、近隣他市の契約事例では3年間3人に対して約4,400万円で契約をしており、概ね同水準である。</p>

○プロポーザルではなく、エリア内で英語が堪能な人物を採用する方法もあると思うが、今後のパッケージとしての効果を期待したい。

○前回のAETの契約はどのようなものか

○円安の現状、契約額が低いと人材確保が困難になるのではないか。業務の効果を考えると人件費については検討する必要があるのではないか。

前回も今回とほぼ同一の条件により公募を行い、約 8,900 万円の金額により契約を行った。見積金額についても事業者選定にあたっての評価対象としている。

人材の確保については募集時期により困難なこともあると聞いている。安定的な人材の確保の面からもプロポーザルによる受託者選定は有効であると考えており、今回の選定にあたっては人材派遣体制の整備状況は評価の対象としている。